

処分序 大阪府

処 分 の 種 類	免許取消処分
処 分 年 月 日	令和8年1月21日
商 号 又 は 名 称 (法人の場合は法人番号)	寺西白丁株式会社 (法人番号 4120001268125)
代 表 者	代表取締役 エイケ ケンム
免許証番号及び免許年月日	大阪府知事(1)第 65675 号 令和6年10月31日
主たる事務所の所在地	大阪市東住吉区
処 分 等 の 理 由	宅地建物取引業法第 67 条第1項の規定により、令和7年12月8日付大阪府公報第 1588 号大阪府告示第 1560 号で被処分者の事務所の所在地の申し出を促したところ、 30 日を経過しても申し出がないため。